

室蘭市子ども・子育て支援事業計画 **概要版**

1. 計画策定に当たって

背景

急速な少子化により子どもを取り巻く環境が変化し、社会全体での子ども・子育て支援が重要となっています。室蘭市においては、平成 26 年度までを計画期間とした「室蘭市次世代育成支援行動計画」を策定し、子育て支援に取り組んできました。しかしながら、依然として子どもや子育てを取り巻く環境は厳しく、国は平成 24 年 8 月に「子ども・子育て 3 法」を成立させ、平成 27 年 4 月から「子ども・子育て支援新制度」が施行されることになりました。これにより市町村は「子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子ども・子育て支援給付及び、地域子ども・子育て支援事業を計画的に行うこととされています。

趣旨

本計画は、こうした子育てを取り巻く社会情勢に対応し、「室蘭市次世代育成支援行動計画」を引き継ぎながら新制度の意義を踏まえ、子ども・子育てに関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として策定するものです。

計画期間

法の施行の日から 5 年間で 1 期とし、平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間で計画期間とします。

2. 室蘭市の子ども・子育てを取り巻く環境と主な課題

人口・世帯の状況

少子高齢化が進み、人口は今後も減少すると予想され、平成 47 年には 7 万人を下回ると推計されます。

世帯数は減少傾向で、単身世帯や核家族世帯の増加が見られます。

核家族世帯では、「夫婦のみ世帯」や「ひとり親世帯」が増加しています。

合計特殊出生率は平成 22～24 年は全国平均を上回りましたが、平成 25 年は 1.39 で全国平均を下回りました。

保育所・幼稚園の状況（平成 26 年 4 月 1 日現在）

認可保育所は現在 10 か所で、定員は平成 16 年の 840 人から平成 25 年には 925 人まで拡大し、平成 26 年の利用児童数は 934 人と、定員を上回る状況です。

私立幼稚園は現在 11 園で、定員は平成 16 年の 2,060 人から平成 24 年には 1,680 人に縮小し、平成 26 年の利用児童数は 1,098 人と、定員の 65.4%にとどまっています。

全体では平成 16 年から 10 年間で利用児童数が約 100 人減少し、幼稚園での減少が大きくなってきています。

そのほか、認可外保育施設として、事業所内保育所が 7 か所、利用児童数は 195 人、それ以外が 4 か所（うち 1 か所は平成 26 年度末閉園予定、1 か所はベビーホテル）、利用児童数は 51 人となっています。

主な課題

幼児期の学校教育・保育の総合的な提供

すべての子どもに対する質の高い教育・保育事業の提供

教育・保育を担う人材の確保・育成

幼児期における同年齢や異年齢の子どもと主体的に関わる機会の確保

発達障がいを含む特別支援の充実

地域のニーズに応じた多様な子育て支援の充実

将来的な教育・保育事業のニーズ量を踏まえた供給体制の整備

子育て支援サービスの適切な対応

家庭・地域の子育て支援の充実

妊娠・出産期から学童期まで切れ目のない支援

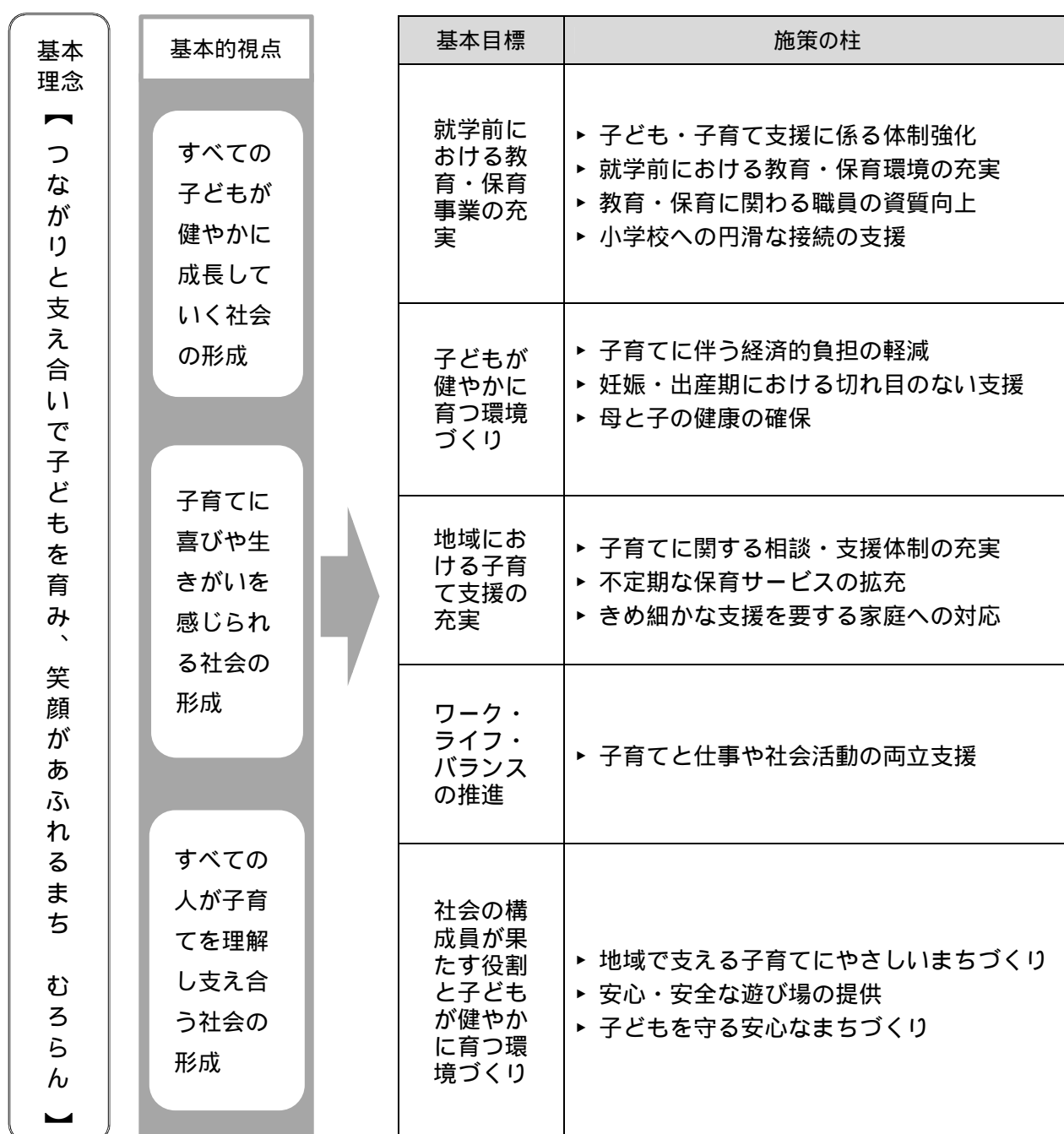
育児疲れなどに起因する児童虐待の防止

子どもの育ちに応じたきめ細かな情報提供

小学校への円滑な接続

3. 基本的な考え方

室蘭市次世代育成支援行動計画（後期計画）を引き継ぎながら、新制度の意義を踏まえ、子ども・子育て支援の施策について、次のように方向性をまとめます。



4. 教育・保育と地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保

子ども及びその保護者の教育・保育の利用状況、アンケート調査により把握した利用希望を踏まえ、教育・保育提供区域ごとに均衡の取れた教育・保育の提供が行えるよう、小学校就学前子どもの数の推移、教育・保育施設の配置状況及び地域の実情等を考慮し、子どもの認定区分ごとに量の見込み及び確保の内容やその実施時期を以下のように設定します。

教育・保育施設

| 提供区域：1区域 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
|-------------------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| (1)1号認定 3歳以上で幼稚園等を希望 | 982人 | 958人 | 911人 | 885人 | 848人 |
| (2)2号認定 3歳以上で保育所等を希望 | 548人 | 548人 | 548人 | 548人 | 548人 |
| (3)3号認定 0歳で保育所等希望 | 51人 | 51人 | 51人 | 51人 | 51人 |
| (4)3号認定 1・2歳児で保育所等希望 | 296人 | 296人 | 296人 | 296人 | 296人 |

地域子ども・子育て支援事業

各事業における性格から「室蘭市全域」を基本としますが、放課後児童健全育成事業については、現在の実施状況を踏まえ、「小学校区」による区域設定とします。

| 事業区分(11事業) | 提供区域 | 考え方 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|-----------------------------------|
| 利用者支援事業 子どもまたは子どもの保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等を行う事業 | 市内全域 | 現状の提供体制・利用状況を踏まえ、市内全域を1区域として設定する。 |
| 地域子育て支援拠点事業 公共施設や保育所等の地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を行う事業 | | |
| 妊婦健康診査 妊婦が定期的に行う健診費用を助成する事業 | | |
| 乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業) 生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境の把握、相談・助言等を行う事業 | | |
| 養育支援訪問事業 養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援(相談支援、育児・家事援助等)を行う事業 | | |
| 子育て短期支援事業(ショートステイ・トワイライトステイ) 保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設などにおいて養育・保護を行う事業 | | |

| 事業区分（11事業） | 提供区域 | 考え方 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|-----------------------------------|
| 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業） 児童の預かり等を希望する依頼会員と、援助を行うことを希望する提供会員との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業 | 市内全域 | 現状の提供体制・利用状況を踏まえ、市内全域を1区域として設定する。 |
| 一時預かり事業 家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児または幼児について、保育所その他の場所において、一時的に預かる事業 | | |
| 時間外保育事業（延長保育） 通常の利用時間以外の時間等において、保育所等で保育を行う事業 | | |
| 病児保育事業 病気または病気の回復期にある乳幼児や児童について、病院・保育所等に付設された専用スペース等で一時的に保育を行う事業 | | |
| 放課後児童健全育成事業（児童クラブ等） 共働き家庭など留守家庭の小学生に対して、放課後に適切な遊び、生活の場を提供し、その健全育成を図る事業 | 小学校区 一部、今後の学校統合区で設定 | 現状どおり、各小学校区を基本として実施する。 |

計画では、設定した「量の見込み」に対応するよう、事業ごとに地域子ども・子育て支援事業の確保の内容及び実施時期を設定します。

また、提供体制については、乳幼児期の発達が連続性を有するものであることや、幼児期の教育が生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることに十分留意し、教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の相互の連携並びに認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校との連携についての基本的考え方を踏まえ、室蘭市におけるこれらの連携を推進します。

5. 計画の推進にあたって

進捗管理

計画目標をもとに、毎年の進捗状況を庁内で点検するとともに、子ども・子育て会議で協議しながら、PDCA サイクルで着実な推進を図ります。

推進体制

総合的かつ計画的に推進するため、全庁を挙げて取り組むとともに、各関係機関や企業、地域などと連携し、協働で子育て支援を推進します。